

でんさいネットでは、お客さまが保有する「でんさい」の残高を証明する「残高証明書」の発行が可能です

- でんさいの「残高証明書」は、基準日時点で、お客さまが債権者・債務者・電子記録保証人・特別求償権者・求償権者として記録されている「でんさい」の件数・金額等を証する書面を利用契約単位で発行します。
- お客さまが指定された宛先（監査法人等、お客さま以外の宛先も指定可能）へ、でんさいネットから直接送付いたします。
- 手形の場合であれば、振出分（債務）は手形帳の控えを集計し、受取分（債権）は取立手形の残高証明書を取得しなければなりませんでしたが、「でんさい」の場合は、残高証明書のみで債権・債務等の残高を確認することが可能となります。
- 残高証明書の発行方法には、「継続発行方式」と「都度発行方式」がございますが、**利便性の高い「継続発行方式」のご利用を推奨しています。**
- 継続発行方式と都度発行方式の主な相違点

	【継続発行方式】	【都度発行方式】
発行方法	・ <u>お客さまが指定された基準日に定例的に発行することが可能</u>	・ <u>お客さまが指定された基準日のみ発行することが可能</u>
請求方法	・定例的な発行を請求いただければ、 <u>次回以降の請求は不要</u>	・ <u>残高証明書を必要とする都度、請求が必要</u>
発送期間	・ <u>基準日から15銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送</u>	・ <u>でんさいネットが請求を受付けた日から15銀行営業日以内に、でんさいネットから簡易書留にて発送</u> 注) お客さまからの請求受付後、でんさいネットが請求を受付けるまでには一定期間を要します。
発行手数料	・ <u>2,000円（消費税抜き）</u>	・ <u>4,000円（消費税抜き）</u>
発行基準日	・ <u>請求日以降の日付（将来日付）のみ指定可能</u>	・ <u>請求日以前の日付（過去日付）のみ指定可能</u>

- 残高証明書のサンプルおよび「継続発行方式」と「都度発行方式」の具体的な相違点等、残高証明書の詳細については、でんさいネットのホームページ (<https://www.densai.net/>) をご覧ください。